

② 浸透施設の構造

(1) 構造一般

- ・ 浸透施設の構造は、必要浸透量を安全、確実に浸透できる構造とします。盛土した箇所に浸透施設を設置する場合には、行為前の地盤高以下に浸透できる構造とします。
- ・ 浸透施設の底面が地下水位より 50cm 以上、上になるように設置します。
 (参考：「雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編」（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）)
 - * 地下水位は季節的に変動すると共に、降雨によっても上昇します。水位変動を考慮し、浸透施設からの浸透効果を高めるために地下水位と浸透施設は十分に離す必要があります。
- ・ 浸透施設は目詰まり等が発生し易いので、維持管理に十分配慮する必要があります。
 - * 維持管理が出来ないような施設は長期的に効果が期待できないため、その浸透効果量は見込めません。
- ・ 浸透施設は汚水が流入しない構造とします。
- ・ 浸透施設の集水範囲は、雨水流出増加行為をする土地の範囲を基本とし、対象区域外からの雨水が流入しないよう計画する必要があります。

なお、次のような法令指定区域等では浸透施設の設置を禁止しております。

法令指定区域等は埼玉県河川砂防課で確認して下さい。

浸透施設設置禁止区域

- ① 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』第3条により指定される急傾斜地崩壊危険区域
- ② 『地すべり等防止法』第3条により指定される地すべり防止区域
- ③ 『砂防法』第2条により指定される砂防指定地
- ④ 図-2-7 に示される傾斜地近傍箇所

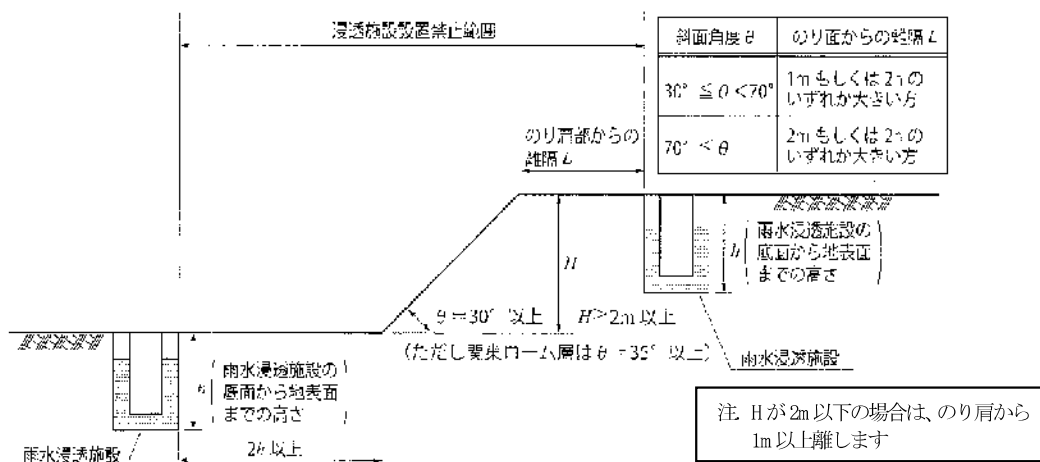


図-2-8 傾斜地近傍箇所